事　業　報　告　書

（第1期）

自：令和7年10月23日（2025年10月23日）
至：令和8年3月31日（2026年3月31日）

一般社団法人ＡＩデータ主権共創機構
（CODAS: Co-creation Organization for Data Sovereignty & AI）

1. 法人の現況に関する事項

1.1. 事業の経過及びその成果

当法人は、令和7年（2025年）10月23日に設立された一般社団法人です。本事業年度は設立初年度の短縮期間（令和7年10月23日～令和8年3月31日）であり、法人としての基盤整備を中心とした活動を行いました。

当事業年度における主な活動は以下のとおりです。

① 法人設立及びガバナンス体制の整備：令和7年10月23日に法人登記を完了し、代表理事に花岡悟一郎氏が就任しました。その後、令和8年2月12日に開催された臨時社員総会において岡田淳氏及びマイケル・カインツバウアー氏が理事として、横山浩士氏が監事としてそれぞれ就任し、役員体制が整いました。また、理事会設置法人及び監事設置法人としての登記も完了しました。

② 内部規程・管理体制の整備：法人運営に必要な各種内部規程（業務権限規程、文書管理規程、リスク管理規程、コンプライアンス規程等）の整備に向けた検討に着手しました。これらの規程は次事業年度以降に順次制定する予定であり、適正な内部統制体制の構築に取り組んでまいります。

③ 事務所の確保：主たる事務所として東京都中央区銀座一丁目12番4号N&EBLD. 6Fに拠点を設置し、業務環境を整備しました。

④ NEDO委託研究事業に向けた準備：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業」への応募・採択に向けた準備活動を行いました。国内外の研究機関・企業との連携協議を開始し、事業実施体制の整備を進めました。なお、当該事業の採択は次事業年度（令和8年4月）となっています。

以上のとおり、当事業年度は法人としての設立基盤の確立に注力した期間となりました。次事業年度以降は、NEDO委託研究事業の本格的な推進を中心として、当法人の目的である「AIデータ主権の確立」に向けた事業活動を展開してまいります。

1.2. 資金調達等についての状況（重要なものに限る）

該当ありません。

1.3. 直前事業年度の財産及び損益の状況

当法人は設立初年度であるため、直前事業年度の財産及び損益の状況はありません。

1.4. 対処すべき課題

当事業年度における基盤整備を踏まえ、次事業年度以降に対処すべき主要課題は以下のとおりです。

① NEDO委託研究事業の着実な推進：令和8年4月に採択されたNEDO委託研究事業について、研究開発計画に定めるマイルストーンを確実に達成するため、国内外の連携機関との協力体制を一層強化します。

② 財務・経理管理体制の強化：NEDO委託費の適正な執行・管理を徹底するため、経費区分・証拠書類の管理体制を整備いたします。特に海外連携機関との契約に係る人件費・間接費の取り扱いについて、NEDOの定める基準に従い適切に処理します。

③ 組織体制の充実：研究開発活動の本格化に対応するため、必要な人員の確保及び育成を進め、持続可能な組織運営体制を構築します。

④ 事業資金の確保：NEDO委託研究事業の委託費は、概算払制度により四半期ごとに支払われるため、委託契約の締結から初回概算払いの受領までの間に資金需要と入金時期の不一致が生じます。当法人は設立初年度であり十分な内部留保を有していないことから、事業の円滑な立上げに必要な運転資金を適時に確保するため、短期の資金調達（ブリッジファイナンス）を含む資金計画の策定及び実行が重要な課題となります。

1.5. 主要な事業内容

当法人は、定款第3条及び第4条に定める目的・事業を行います。主要な事業内容は以下のとおりです。

① AI産業全体のデータ活用及び共有促進に関する研究・開発・実証・普及啓発
② 秘匿性保持技術及びセキュアデータ共有技術の研究・開発及び国際展開
③ オープンソース戦略の推進による技術基盤の確立及び普及
④ 産学官及び業界横断的な共同研究・協力体制の構築
⑤ グローバル市場に向けたAI関連事業の企画、支援及び展開
⑥ 技術者育成及び国際的な人材交流の促進

1.6. 主要な事務所及び使用人の状況（令和8年3月31日現在）

主たる事務所：東京都中央区銀座一丁目12番4号N&EBLD. 6F
使用人の状況：

使用人数	前事業年度末比増減
0	設立初年度につき該当なし

1.7. 重要な子法人等の状況

子法人はありません。

1.8. その他法人の現況に関する重要な事項

当法人は設立初年度であり、令和8年2月12日の臨時社員総会において定款変更及び役員選任が行われ、理事会・監事設置法人としての体制が確立しました。なお、法人の公告方法も同日付で電子公告（https://codas-ai.org/jp）に変更し、令和8年3月9日に登記が完了しています。

なお、当該定款変更により、当法人は法人税法上の非営利型法人（法人税法第2条第9号の2イ）の要件を充足するに至りました。

2. 役員に関する事項

2.1. 氏名、地位及び担当、重要な兼職の状況（令和8年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	就任日
花岡 悟一郎	代表理事（理事長）	産業技術総合研究所 主席研究員	令和7年10月23日
岡田 淳	理事	森濱田松本法律事務所 パートナー	令和8年2月12日
マイケル・カインツバウアー	理事	Aioi Nissay Dowa Europe Limited Chief Executive Officer	令和8年2月12日
横山 浩士	監事	EDiX Professional Group パートナー	令和8年2月12日

2.2. 当事業年度中に辞任又は退任した役員に関する事項

該当ありません。

2.3. 役員等の責任の免除に関する規定（定款第26条）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる旨を定款第26条に定めています。

2.4. 役員賠償責任保険（D&O保険）に関する事項

当法人は、定款第27条の規定に基づき、理事及び監事がその職務の執行に関連して被る損害に備えるため、社員総会の決議を経て役員賠償責任保険契約を締結することができます。当事業年度において当該保険契約は締結しておりませんが、次年度にて社員総会決議のうえ加入予定です。

2.5. 役員ごとの報酬等の総額

区分	支給人数	基本報酬	非金銭報酬等	合計
理事	3名	－ 円	－ 円	－ 円
監事	1名	－ 円	－ 円	－ 円
計	4名	－ 円	－ 円	－ 円

（注）役員の報酬等は、定款にその額を定めていないため、社員総会の決議によって定めます（理事につき一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条、監事につき同法第105条第1項）。

2.6. 各役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
代表理事	**花岡 悟一郎**	法人設立から当事業年度を通じ、法人運営全般を統括しました。臨時社員総会の招集・運営、定款変更の立案、役員体制の整備を主導し、また事務所の確保及びNEDO委託研究事業への応募準備を推進しました。
理事	**岡田 淳**	令和8年2月12日就任。次年度については、法律的な観点から、法人運営に関する重要事項について助言を行っていただく予定です。
理事	**マイケル・カインツバウアー**	令和8年2月12日就任。次年度については、国際的な観点から、法人運営に関する重要事項について助言を行っていただく予定です。
監事	**横山 浩士**	令和8年2月12日就任。次年度については、理事の職務執行の監査及び法人の業務・財産の状況調査を行い、適正な監査業務を遂行していただく予定です。

3.　業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

3.1.　理事及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当法人は、理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を整備し、これを実施するものとします。当事業年度においては監事による監査を基礎として法令遵守の確保に努めており、また、コンプライアンスに反する行為や不正のおそれのある行為を通報するための内部通報制度を整備する予定です。

3.2.　理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当法人は、文書管理規程を整備し、理事会議事録、社員総会議事録、重要な契約書等、理事の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存・管理する体制を構築します。社員総会及び理事会の議事録については、法令の定めるところにより主たる事務所に10年間備え置きます。

3.3.　損失の危険の管理に関する体制

当法人は、リスク管理規程を整備し、これに基づき事業上のリスクを特定・評価・管理する体制を構築します。研究倫理リスク、情報セキュリティリスク、財務リスク等について、定期的なリスクアセスメントを実施し、理事会に報告するものとします。

3.4.　理事の効率的な職務執行を確保するための体制

当法人は、業務権限規程（稟議規程）を整備し、職務の執行に関する意思決定プロセスを定めることにより、適切な決裁権限の委譲と牽制機能の確保を図ります。重要な業務執行については理事会の承認を要するものとし、業務の効率性と内部統制を両立させます。

3.5.　監事の職務遂行を確保するための体制

当法人の理事及び使用人は、監事から報告を求められたときはこれを速やかに報告するものとします。監事は理事会等の重要な会議に出席し、審議事項に関する情報を共有します。監事は、業務及び財産の状況を調査し、その結果を社員総会に報告します（定款第24条）。

3.6.　財務報告の信頼性を確保するための体制

当法人は、財務報告の適正性を確保するため、経理規程及び関連マニュアルを整備するものとし、適正な財務報告体制を構築・維持します。計算書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに一般社団法人会計基準に準拠して作成します。

3.7.　反社会的勢力を排除するための体制

当法人は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求等には組織全体として毅然と対応します。契約締結時には相手方に対する反社会的勢力排除条項を設けるとともに、警察・弁護士等の外部機関と適切に連携します。

附 属 明 細 書 (事業報告関係)

一般社団法人ＡＩデータ主権共創機構
第 1 期 (自 2025 年 10 月 23 日　至 2026 年 3 月 31 日)

事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項を記載するものである (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項) 。

１．役員の兼職の状況に関する補足事項
役員の重要な兼職の状況は、事業報告「２．役員に関する事項」に記載のとおりであり、これを補足すべき重要な事項はない。

２．その他事業報告の内容を補足する重要な事項
上記のほか、事業報告の内容を補足すべき重要な事項はない。